

水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共用水域において水質汚濁事故が発生した場合に、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）に関連して実施すべき事項を定め、適切な対応を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、水濁法に定めるところによるものとし、「水質汚濁事故」とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 事故により特定事業場から排水基準に適合しない汚水等が公共用水域に流出した場合
- 二 事故により指定事業場から有害物質及び指定物質を含む水が公共用水域に流出した場合
- 三 事故により貯油事業場等から油を含む水が公共用水域に流出した場合
- 四 事故により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に定める廃棄物が公共用水域に流出した場合
- 五 事故により毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に定める毒物又は同条第2項に定める劇物が公共用水域に流出した場合
- 六 事故により消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に定める危険物が公共用水域に流出した場合
- 七 公共用水域において異常に魚類等がへい死した場合
- 八 前各号に掲げる場合のほか、公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）第1の1に規定する人の健康の保護に関する環境基準（以下「人の健康の保護に関する環境基準」という。）を超過する等異常な水質が認められた場合

(事業者の責務)

第3条 工場又は事業場（以下「事業所等」という。）の設置者又は管理者は、水質汚濁事故をおこさないように努めなければならない。

- 2 水質汚濁事故を発生させた事業所等の設置者又は管理者（以下「事故原因者」という。）は、県事務所（岐阜地域環境室を含む。以下同じ。）に速やかにその水質汚濁事故の状況を届け出るものとする。
- 3 事故原因者は、被害等の拡大防止のための応急の措置並びに当該事業所等から流出させた物質（以下「流出物質」という。）及びそれによりへい死した魚類等の回収を行うものとする。
- 4 事故原因者は、速やかに水質汚濁事故の状況、事故原因の究明、公共用水域の汚濁の状況等について調査を行うとともに、再発防止のための適切な措置を行うものとする。

(県事務所等における通報体制)

第4条 県事務所は、事故原因者、住民又は市町村等から水質汚濁事故の情報を入手したときは、その内容を別に定める水質汚濁事故に係る調査報告書（以下「調査報告書」（様式1）という。）により、直ちに、発生地を所管及び関連する次の機関（以下「関係機関」という。）に通報し、また、同時に環境エネルギー生活部に通報するものとする。

- 一 土木事務所施設管理課
 - 二 保健所又は保健所センターの生活衛生課
 - 三 消防本部又は消防署における危険物の規制を担当する課
 - 四 警察署生活安全課
 - 五 市町村（岐阜市を含む。）
 - 六 木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、庄内川河川事務所、豊橋河川事務所、富山河川国道事務所又は福井河川国道事務所（水質汚濁事故により影響があると思われる機関に限る。）
 - 七 水質汚濁事故により影響がある県事務所、東部広域水道事務所等の県の機関
 - 八 その他水質汚濁事故により影響がある公益性を有する河川利用者等
- 2 県事務所は、前項の規定による通報があった場合、関係機関に対し、当該事故に関する情報をそれぞれの本庁関係課等に通報するよう依頼するものとする。

(水濁法の適用を受ける水質汚濁事故に関する事故原因者への指示)

第5条 県事務所は、水濁法の適用を受ける水質汚濁事故については、事故原因者に対して、速やかに次に掲げる事項を指示するものとする。

- 一 流出の阻止、流出物質の公共用水域での拡散の防止をすること。
- 二 公共用水域の汚濁の状況を調査すること。なお、必要に応じて、周辺の井戸の汚濁の状況を調査すること。
- 三 流出物質、へい死魚類等を回収すること。
- 四 当該事故の程度により、水質汚濁事故対策本部を設置すること。
- 五 事故原因を究明すること。

六 水質汚濁事故の状況、被害等の拡大防止のための応急の措置の内容について様式2により届け出ること。

(水濁法の適用を受ける水質汚濁事故に関する調査等)

第6条 県事務所は、水質汚濁事故に関する調査及び措置（以下「調査等」という。）のうち、水濁法の適用を受けるものについては、次により行うものとする。

- 一 水濁法の適用を受ける水質汚濁事故に関する調査等は、次に掲げる機関と協働して行うものとする。
 - イ 水濁法以外の法令（以下「他法令」という。）の適用も受ける場合には当該他法令を所管する関係機関
 - ロ 発生地在市町村及び関連する市町村
- 二 次に掲げる事項について速やかに調査すること。
 - イ 事故原因者並びに流出物質及びその流出量の特定
 - ロ 人の健康又は生活環境に係る被害の発生のおそれ
 - ハ 河川の状況、へい死魚類等の死因、数量等の被害の状況及び下流への影響等
 - ニ 湖沼等において、人の健康の保護に関する環境基準を超過した場合の周辺井戸への影響
- 三 前号ニの周辺井戸への影響調査の結果、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）第1に規定する環境基準を超過した場合は、岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱（平成13年4月1日施行）により対応すること。
- 四 当該事故を発生させた事業所等又はそのおそれのある事業所等の排水口における排水及び当該排水口の上下流の河川水等を採取し、保健所若しくは保健環境研究所又は契約民間検査機関に検査を依頼すること。

(水濁法の適用を受けない水質汚濁事故に関する調査等)

第7条 県事務所は、事故原因者及び流出物質が明らかであって、かつ、水濁法の適用を受けない水質汚濁事故については、調査等を行うべき機関から協力の要請があった場合において、当該調査等に協力するものとする。

(事故原因が不明の水質汚濁事故に関する調査等)

第8条 県事務所は、水質汚濁事故の通報を受けた時点において事故原因者及び流出物質が不明である場合には、汚濁の状況に応じて、第6条第1号に準じた協働体制により、同条第2号及び第3号に規定する調査等を行うものとする。

- 2 県事務所は、前項に規定する調査等において、当該事故が水濁法の適用を受けるものであることが判明した場合には、その後の調査等を第6条に規定するところにより行い、水濁法の適用を受けないものであることが判明した場合には、その後の調査等を前条に規定するところにより行うものとする。

(公表)

第9条 県事務所は、水質汚濁事故（第7条に規定するものを除く。）に関しては、すべて公表するものとし、公表時期については次によるものとする。

- 一 通報が事故原因者によるものであるときは、速やかにその通報内容を公表すること。
 - 二 通報が事故原因者以外からのものであるときは、河川名、事故発生の位置、汚濁の状況その他の通報を受けた段階で把握した被害状況等を速やかに公表すること。
 - 三 通報が事故原因者以外からのものであって、かつ、状況のほとんどが不明であるときは、前条第1項に規定する調査を行い、第6条第2号に掲げる事項が判明次第その都度公表すること。
- 2 県事務所は、第6条各号に規定する調査等の結果、新たな事実が判明した場合は、その都度公表するものとする。
 - 3 県事務所は、水質汚濁事故が水濁法及び他法令の適用を受けるものであるときは、前2項に規定する公表に関し、当該他法令に関する部分について当該他法令を所管する関係機関と調整するものとする。
 - 4 県事務所は、前条第1項に規定する調査において、当該事故の事故原因者及び流出物質が判明しない場合においては、前3項の規定に準じて調査結果を公表するものとする。

(環境エネルギー生活部の技術的支援)

第10条 環境エネルギー生活部は、県事務所が行う調査等に関し、技術的支援を行うものとする。

(調査等の結果の環境エネルギー生活部への通報)

第11条 県事務所は、第5条及び第6条に規定する指示及び調査等に関し、その結果を調査報告書により、環境エネルギー生活部へ通報するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

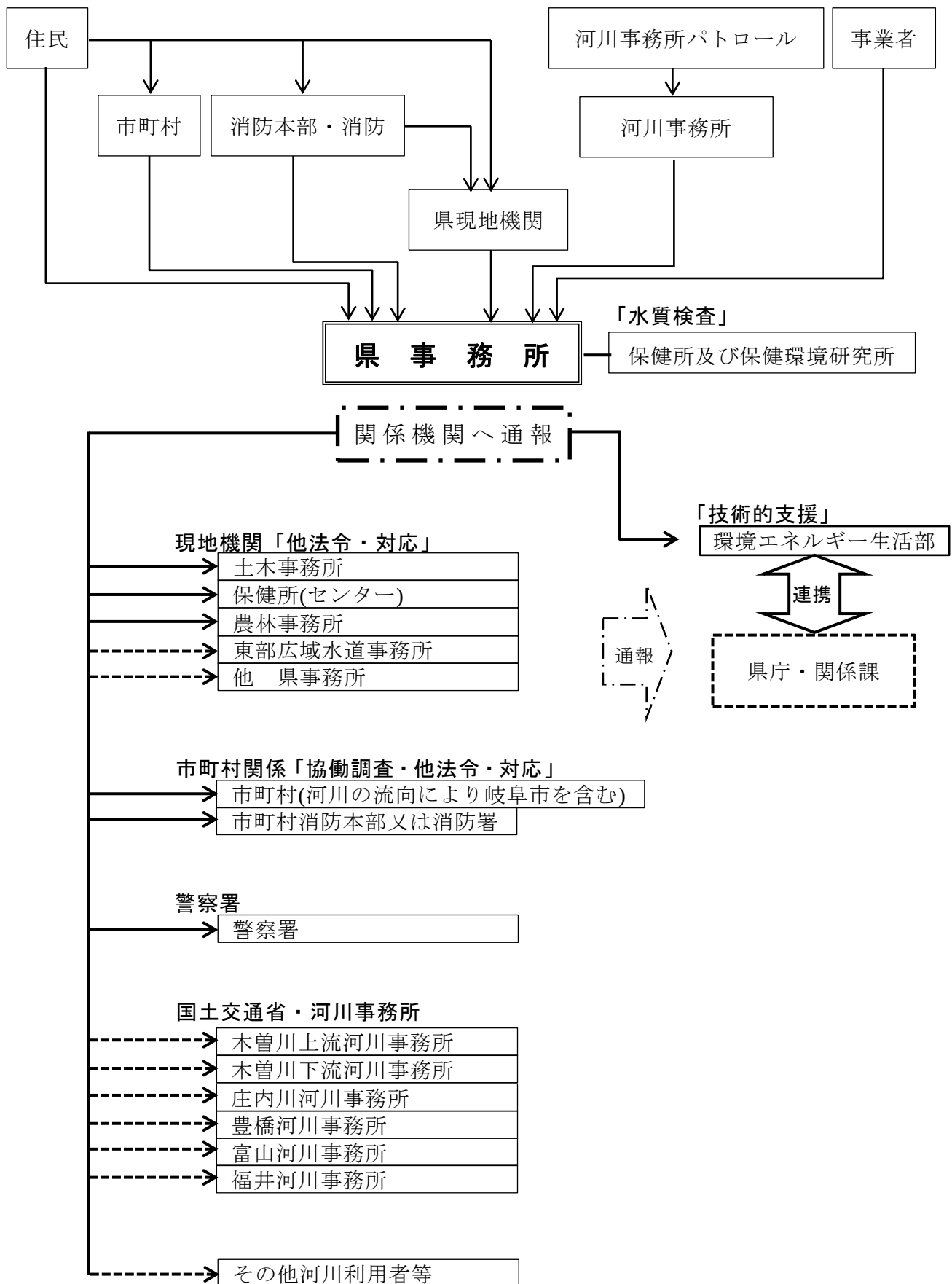
附 則

この要綱は、平成２７年６月１５日から施行する。

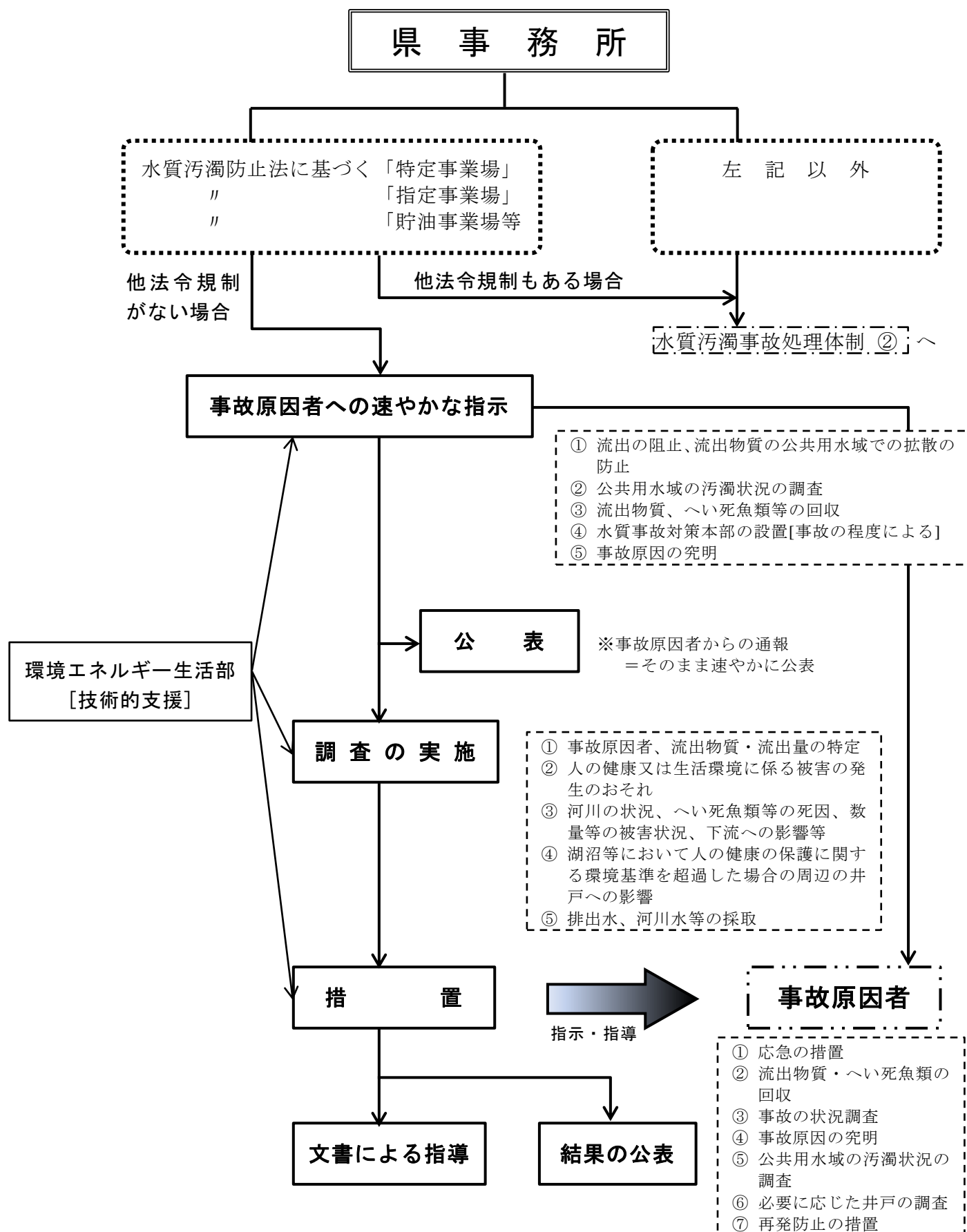
附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

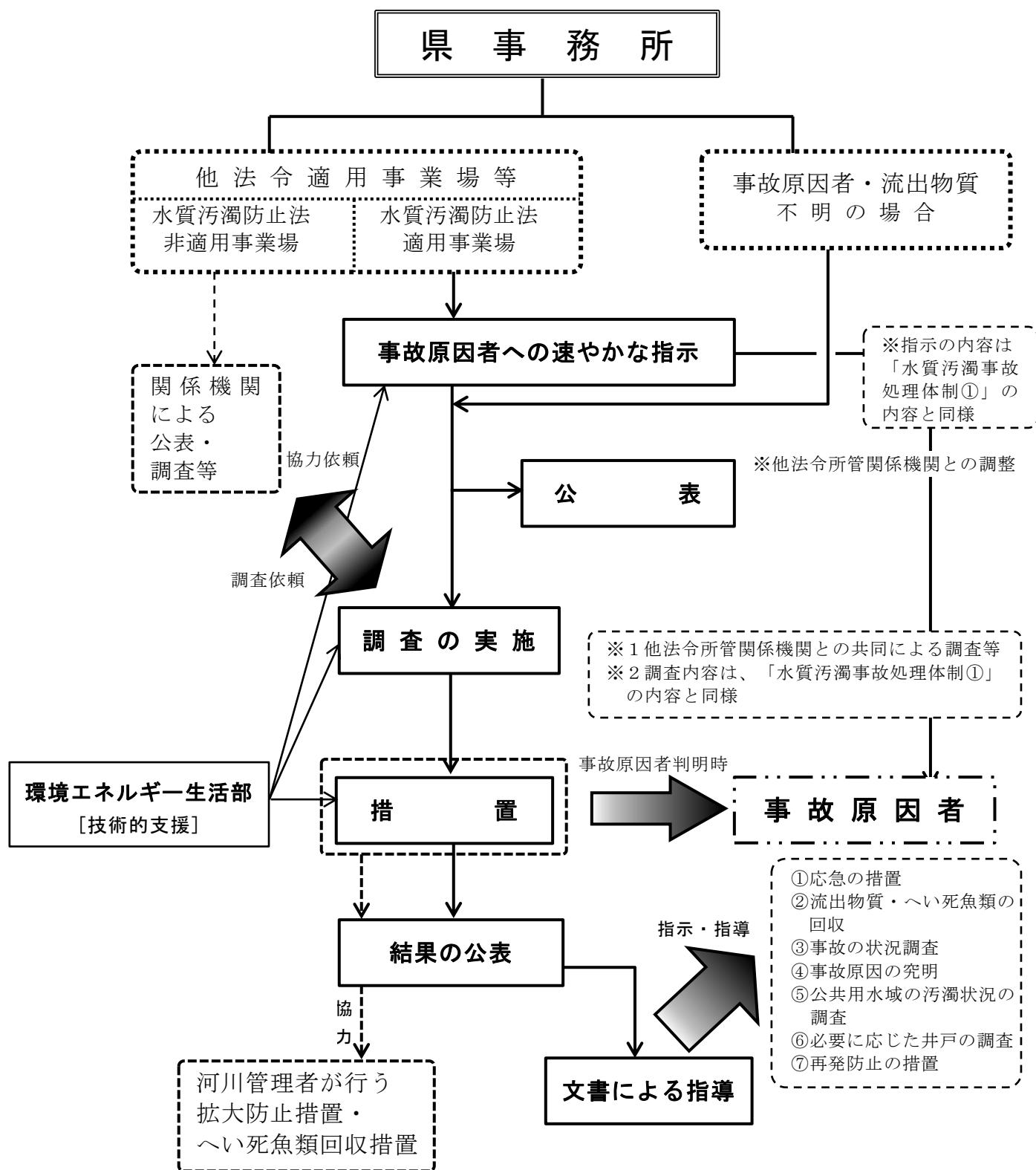
水質汚濁事故通報体制



水質汚濁事故処理体制 ①（水質汚濁防止法）



水質汚濁事故処理体制 ②（水質汚濁防止法＋他法令 又は 不明）



水質汚濁事故に係る調査報告書

				第 報		月 日 時現在		
調 査 機 関				現地調査者				
調 査 日 時		年 月 日 時 分 ~ 時 分				天候	当日： 前日：	
事故発見日時		年 月 日 時 分					前々日：	
事故発生日時		年 月 日 時 分		事故発生河川				
事故の 探知	発 見 者	住所：		氏名：		TEL		
	通報の内容	油が流れている ・ 魚が死んでいる ・ その他（ ）						
	通報経路	発見者 → 時 分 → 時 分 → 時 分 → 環境管理課 時 分						
流出物の 状況	流 出 状 況	イ	河川へは、流出していない。					不 明
		ロ	河川への流出が続いている。					
		ハ	河川への流出はほぼ終わった。					
	流 出 物	油類（A、B、C重油、灯油、ガソリン、その他） その他の物質（ ）					不 明	
	流 出 量	約 キロリットル ・ リットル ・ kg					不 明	
	河川流出量	約 キロリットル ・ リットル ・ kg					不 明	
水 濁 法	水濁法特定施設等の有無	特定事業場	特定施設 あり（ ）・なし					
		指定事業場	指定施設 あり（施設： 物質： ）・なし					
		貯油事業場	貯油施設 あり（ ）・なし					
	水濁法に該当する場合	事故時の措置（法第14条の2）への事業者の対応						
		応急措置	・ 措置している ・ 措置していない → 措置命令を发出・検討					
事故状況、措置状況の届出	あり（届出者 届出時間： ）・ なし（要指導）							
他 法 令 関 係 調 査 機 関	毒物・劇物 危険物 廃棄物 （ 保健所）、（ 消防署・本部）、（ ）							
河 川 の 状 況	水 色	清澄 ・ 濁り水（水の色 色）		水 量	増水 ・ 平水 ・ 低水			
	水 深	m	川幅	m	流 速	cm/s		
	臭 気	腐敗臭 ・ 薬品臭（ ） ・ 芳香臭 ・ その他（ ）						
	生存魚	被害区間	狂奔、鼻上げ、体屈曲、平衡失調、横臥、正常、その他					
		被害区間下流	狂奔、鼻上げ、体屈曲、平衡失調、横臥、正常、その他					
	その他	水生植物、有機性汚泥の堆積状況等						
被 害 の 状 況	被害発生区間		約 km					
	イ	～ 付近で、 が見られた。						
	ロ	～ 付近で、魚類（ ）が 匹死んでいた。（体長約 cm～ cm）						
	ハ	で、 日 時～ 日 時 取水を停止した。						
	ニ	その他（ ）						
下 流 へ の 影 響 （ 利 水 状 況 ）		不 明						

原因者	所在地： 名 称： TEL							不 明
原因								
原因者が講じた 応 急 措 置								
再発防止方法								
水質検査結果	採取地点	時 刻	水 温	p H	D O	残留塩素	シアン	その他
死 魚 の 検 査 ○採取地点 ○採取時刻	魚 体 の 異 常	わん曲 硬直 欠損 表皮かしよう 眼球突出 正常						
	体 色 異 常	暗 化 明 化 (色) 正 常						
	粘 液 の 分 泌	魚体表皮 口腔内 鰓 変化なし						
	魚 体 の 出 血	鰓基部 腹部 眼球 鰓 変化なし						
	エラの外見的異常	鮮紅色 普通の赤色 褐色 変化なし						
	そ の 他							
対 策	実 施 者	日 時	地 点	方 法	未対策			
	油類の回収	～						
	死魚の回収	～						
	そ の 他							
調査同行機関								
そ の 他								
報告書作成・受付者氏名	年 月 日 時 分 職・氏名							

添付書類：発生地点・採水地点等を明記した地図

事 故 時 の 措 置 に 係 る 届 出 書

年 月 日

岐 阜 県 知 事 } 様
岐 阜 県 県 事 務 所 長 }

届 出 者 印

水質汚濁防止法第 1 4 条の 2 の規定により事故の状況等について、次のとおり届出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故施設の種類・概要	
△事故の状況	別紙のとおり
講じた措置	
事故処理担当部課名 及び担当責任者氏名 (電 話 番 号)	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別紙

1 事故の状況

(1) 事故の発生日時・発生場所・発生施設名

事故の発生日時	年 月 日 時 分
事故の発生場所	
事故の施設名	

(2) 事故により公共用水域に排出され、又は地下浸透した流出物の種類、量及び排出先

流出物の種類	
流出物の排出量	
流出物の排出先	

(3) 流出物に係る事故発生施設から公共用水域に排出され、又は、地下に浸透した場所までの経路

(4) 人の健康又は生活環境に係る被害状況

	人の健康	生活環境	備 考
被害 状況			

(5) 事故の原因

2 講じた措置

(1) 措置の完了日時 年 月 日 時 分

(2) 措置の内容

(3) 措置の結果

(4) 流出物を流出させた公共用水域、又は地下に浸透した場所の調査状況（水質その他）

3 その他事故の状況、講じた措置等について参考となるべき事項

※添付図書

- 1 付近地図及び流出物の流出範囲
- 2 事業場内の見取り図及び流出物による影響の範囲
- 3 事故発生施設の構造図
- 4 講じた措置の概要を示す図